

岡情審査第148号

平成19年10月26日

岡山市代表監査委員 広瀬慶隆様

岡山市情報公開及び個人情報保護審査会

会長 山口和秀

岡山市情報公開条例第16条の規定に基づく諮問について（答申）

平成18年2月17日付け岡監第782-1号による下記の諮問について  
次のとおり答申します。

記

岡山市職員措置請求に係る監査結果について（通知）文書に係る関連文書  
（以下「本件公文書」という。）の開示請求に対して、一部開示とした決定  
に対する異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）についての諮問

## 第1. 審査会の結論

本件公文書に関して、岡山市監査委員（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定は妥当であるから、本件異議申立ては棄却されるべきである。

## 第2. 異議申立て及び諮問の経緯

1 本件異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成17年10月28日、実施機関に対し、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号。以下「条例」という。）第3条第1項の規定に基づいて、平成17年10月26日付け岡監第474号「岡山市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）」（以下「監査結果」という。）文書に係る関連文書として次に掲げる文書について、本件公文書の開示請求を行った。

(1) 監査請求人及び福祉援護課の口頭による意見陳述の反訳書（以下「本件反訳書」という。）

(2) 収入未済の総額¥2,174,920円の支払請求別内訳金額（以下「内訳金額」という。）

(3) 伺（起案一決裁）（以下「伺」という。）

2 それに対して、実施機関は、同年11月11日付けで、本件公文書について、次に掲げる部分又は公文書が、それぞれに掲げる非開示事由に該当することを理由として、一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

本件反訳書及び内訳金額については、条例第5条第4号アに規定する事務事業執行情報に該当するため

伺については、個人の氏名及び住所が条例第5条第1号に規定する個

人情報に該当するため

- 3 上記決定を受けた申立人は、実施機関に対し、平成18年1月10日付けで、本件公文書を開示すべきであるとして本件異議申立てを行った。
- 4 それに対して、実施機関は、同年2月17日、本件異議申立ての取扱いについて、条例第16条の規定に基づき、当審査会に本件諮問を行った。

### 第3. 実施機関及び申立人の主張の要旨

実施機関及び申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

#### 1 実施機関の主張要旨

##### (1) 条例第5条第4号ア該当性について

ア 本件反訳書及び内訳金額は、監査実施に必要な事実認定や判断の基礎となる資料であり、監査対象課から入手した書類、情報である。

この情報を開示すると、監査委員に情報を提供し、あるいは事情聴取に応じた対象課、対象職員と監査委員の信頼関係が損なわれ、今後の監査において、関係人の協力が得られなくなり、必要な資料、情報の収集や真実の発見が困難になったり、調査が遅延して期限内に監査結果を出すことができなくなるなど、当該事務の性質上適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

イ 今回の住民監査請求に基づく監査手続においては、監査請求人及び監査対象課の口頭による意見陳述はお互いの立会を認めておらず、公にされ、又は公にすることが予定されている情報でもないので、本件反訳書を開示することはできない。

##### (2) 条例第5条第1号個人情報該当性について

伺中の個人の氏名及び住所は条例第5条第1号に規定する個人情報に該当するため非開示とする。

(3) 理由付記について

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第7項は、陳述の聴取を行う場合について、「監査委員は、……必要があると認めるときは、関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若しくは職員又は請求人を立ち合わせることができる。」と規定しており、意見陳述の場を公開するか、非公開とするか、また、関係者を立ち合わせかどうかは、監査委員の裁量にゆだねられている。

岡山市監査委員はこれを受けて、「住民監査請求に係る陳述及び立ち会い等の取扱基準」を設け、適正な事務の遂行を図っている。

イ 本件については、事情聴取の段階で個人の資産状況が明らかにされることが予想されたため、非公開の場で行われるよう決定したものである。特に個人の資産状況等についての情報は、非公開を前提としなければ聴取できるものではないと考えている。

ウ このように非公開の場でなされた意見陳述の内容を記した反訳書の開示は、非公開を前提として事情聴取に臨んだ請求人、関係課をはじめ関係人との信頼関係を損ない、今後の監査において関係人の協力が得られなくなり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすことが予想されるため、非開示としたものである。

エ また、収入未済額の支払請求別金額に係る文書は、監査委員が事実確認のため担当課から求めたものであり、これを公開することは、担当課との信頼関係が損なわれ、今後の監査において関係人の協力が

得られなくなり、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすことが予想されるため非開示としたものである。

オ これらの事情について、その概略を決定通知書に記載しており、理由付記が不十分とはいえないと考える。

## 2 申立人の主張要旨

### (1) 条例第5条第4号ア該当性について

ア 本件においては、意見陳述の反訳書及び収入未済額の支払請求別金額に係る文書を開示することによって、監査に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあるかどうかが開示非開示の判断のポイントとなるが、本件においてはそのようなおそれがあるとはいえず、非開示としたのは違法不当な処分である。

イ 代表監査委員は、本件公文書を開示すれば、関係課との信頼関係を損ない、今後の監査において関係人の協力が得られなくなり、必要な資料、情報の収集や真実の発見が困難になったり、調査が遅延して期限内に監査結果を出すことができなくなるなど、当該事務の性質上適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあると主張しているが、関係職員は、地方自治法等の精神から、積極的に事案の解明に協力すべきものであって、そのようなことは考えられない。

ウ 意見陳述の反訳書につき、「意見陳述後においても、(その反訳書を)開示することになれば、非公開を前提として意見陳述及び事情聴取に臨んだ請求人をはじめ関係人の信頼を損ない、今後の監査において、協力が得られなくな(る)」との実施機関の主張は、根拠のないものである。私は、自分の主張した意見が、作成された逐語的反訳書において、忠実に文字化されているかということに関し

て、検証する必要があるからこそ公開を望むものであり、したがって、自分の意見陳述の内容が開示されることになっても、請求人としての私は、「信頼を損なう」ことは全くない。「信頼が損なわれる」場合があるとすれば、それは、関係人が、非公開を奇禍として、うその内容を陳述してはばからない、卑劣にして理不尽なケースにほかならない。「非公開でなければ信頼を損ねる」とのロジックは、代表監査委員の独善的発想でしかないものである。

エ 収入未済額の支払請求別金額に係る文書についても、担当課の適正事務執行上当然に備えおくべき事務上の証憑文書であり、非開示とする理由は認められない。

## (2) 理由付記について

ア 代表監査委員は、「今回は、監査請求人及び担当課の口頭による意見陳述は、お互いの立ち会いを認めなかったことによる」との理由を示しているが、なぜ従前認めていたお互いの立ち会いを認めなかったのか、その理由を明らかにしておらず、条例第10条に規定する理由付記の要件を充たしておらず、違法不当である。

イ 監査請求人の反訳書に係る非開示理由は示されていない。

ウ 代表監査委員は「事情聴取の段階で個人の資産状況が明らかにされることが予想されたため、非公開の場で行われるよう決定したものである」としているが、事業者本人に対する事情聴取ならば格別、担当課が事業者本人の財産状況を把握しているとは考えがたく、理不尽な弁解に過ぎないものである。

## 第4. 審査会の判断

実施機関と申立人との間における本件の争点をめぐる諸問題に関し、当審査会は、以下のとおり判断する。

1 本件公文書について

本件公文書は、平成17年10月26日付け岡監第474号「岡山市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）」文書に関連する、次に掲げる文書である。

(1) 監査請求人及び福祉援護課の口頭による意見陳述の反訳書

(2) 収入事務の総額2, 174, 920円の支払請求別内訳金額

ア 平成13年度から平成16年度までの北ふれあいセンター施設使用料についての歳入調定の伺書（歳入調定額決議書等が添付されている）

イ 平成15年度北ふれあいセンター施設使用料の滞納繰越についての繰越調定の伺書（歳入調定額決議書及び領収済通知書等が添付されている）

ウ 平成13年度及び平成14年度の北ふれあいセンター電気料金・水道料金・共益費等徴収額の報告（歳入調定額決議書等が添付されている）

エ ふれあいセンター私用光熱水費の還付についての伺書（歳入調定額決議書等が添付されている）

オ 平成15年度北ふれあいセンター電気料金・水道料金・共益費等の滞納繰越についての歳入調定額決議書及び領収済通知書

カ 平成15年度から平成17年度までのふれあいセンター電気料金・水道料金・共益費の収入についての伺書（歳入調定額決議書等が添付されている）

- キ 平成15年度ふれあいセンター電気料金・水道料金・共益費の滞納繰越についての伺書（歳入調定額決議書等が添付されている）
- ク 私有光熱水費の納入義務者訂正についての伺書
- ケ 行政財産使用許可満了に伴う歳入調定についての伺書（歳入調定額決議書が添付されている）
- コ 行政財産使用に伴う歳入調定及び請求についての伺書（歳入調定額決議書等が添付されている）

(3) 監査結果についての伺（起案－決裁）

これらの文書のうち、(3)については、個人の氏名及び住所を非開示として、一部開示されていることが認められ、この処分については、申立人に争う意思は認められない。

したがって、以下では上記(1)及び(2)の公文書の非開示処分について検討を加えることとする。

2 条例第5条第4号ア該当性について

- (1) 実施機関は、本件公文書のうち(1)及び(2)について、監査実施に必要な事実認定や判断の基礎となる資料であり、対象課から入手した書類、情報であって、この情報を開示すると、監査委員に情報を提供し、あるいは事情聴取に応じた対象課、対象職員と監査委員の信頼関係が損なわれ、今後の監査において、関係人の協力が得られなくなり、必要な資料、情報の収集や真実の発見が困難になったり、調査が遅延して期限内に監査結果を出すことができなくなるなど、当該事務の性質上適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、条例第5条第4号ア(事務事業執行情報) 該当性を理由に非開示としたが、申立人は、そのようなおそれはなく、条例の非開示条項の適用を

誤った違法な処分であるとしてその開示を要求している。

(2) そこで、まず、住民監査請求に基づく監査について以下に検討する。

ア 住民監査請求は、法第242条に定められた制度である。同条第5項により、監査委員は、監査請求のあった日から60日以内に監査結果を出さなければならない。

しかし、監査手続については、同条第6項に「監査を行うに当たっては、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を与えなければならない。」との規定があるほかは特に定めがなく、基本的には法第199条第8項等に基づく監査委員の職務権限により行われている。

イ また、同条同項は、「監査委員は、監査のため必要があると認めるときは、関係人の出頭を求め、若しくは関係人について調査し、若しくは関係人に対し帳簿、書類その他の記録の提出を求め、又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。」と定めている。

しかし、関係人がこの求めに従わない場合についての罰則規定等はなく、したがって、監査委員は、調査や記録の提出等を関係人に強制することはできず、あくまで関係人の任意の理解と協力のもとに監査業務を遂行すべきものとされている。

ウ また、請求人からの証拠の提出、意見陳述の機会の設け方、書面審査、実地検査、関係人からの事情聴取等の監査の実施方法、さらに意見陳述を含めた監査過程の公開の可否などについても、法に具体的な定めはないが、岡山市においては、上記法第199条第8項に基づく監査委員の職務権限により、監査請求人の証拠の提出、意見陳述の機会及び関係人の事情聴取については原則公開とし、その

他は非公開として監査業務を遂行している。

(3) 以上のような現在の監査請求に基づく監査の制度、とりわけ、上記

((2) イ) 制度上の制約を考慮したとき、監査の実施が非公開で行われることを前提に対象課から入手した資料、情報を開示することによって、今後の監査において、関係人の協力が得られなくなり、必要な資料、情報の収集や真実の発見が困難になったり、調査が遅延するなど、当該事務の性質上適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの実施機関の主張は、理解できるものである。

(4) 申立人は、自身が請求人として、自分の意見陳述の内容が開示されることになっても、信頼を損なうことはないし、関係人についても、関係人の主張が正々堂々としたものであれば、それが開示されても信頼関係が損なわれることはない。信頼が損なわれる場合があるとすれば、関係人の陳述が虚偽の場合であると主張している。

(5) 申立人のこの主張は、申立人については妥当するかもしれないが、「何人」に対しても、保有する公文書の開示請求を認めた条例の運用に当たっては、すべての請求者に対して同様の取り扱いをすべきであり、そのことを考慮すると、実施機関が主張するように、一般的に、非公開を前提にして行った請求人はじめ関係人の意見陳述の内容が、後になって開示されることは、監査委員とそれらの陳述を行ったものとの信頼関係が損なわれるということは是認できるものである。

(6) 以上のことから、本件公文書のうち(1)及び(2)の文書を条例第5条第4号アに該当するとして非開示とした実施機関の処分は、条例の非開示条項の適用を誤った違法な処分とはいえ、妥当である。

3 本件処分の理由付記について

- (1) 申立人は、実施機関の「今回は、監査請求人及び担当課の口頭による意見陳述は、お互いの立ち会いを認めなかったことによる」との理由付記に対して、なぜ従前認めていたお互いの立ち会いを認めなかったのか、その理由を明らかにしておらず、条例第10条に規定する理由付記の要件を充たしておらず、違法不当であると主張している。
- (2) さらに、実施機関の「事情聴取の段階で個人の資産状況が明らかにされることが予想されたため、非公開の場で行われるよう決定したものである」との主張は、事業者本人に対する事情聴取ならば格別、担当課が事業者本人の財産状況を把握しているとは考えがたく、理不尽な弁解に過ぎないものであるとも述べている。
- (3) 前述のように、住民監査請求については、請求人からの証拠の提出、意見陳述の機会の設け方、書面審査、実地検査、関係人からの事情聴取等の監査の実施方法、さらに意見陳述を含めた監査過程の公開の可否などについても、法に具体的な定めはなく、基本的には法第199条第8項等に基づく監査委員の職務権限により行われている。
- (4) 今回の監査手続きに関して、「事情聴取の段階で個人の資産状況が明らかにされることが予想されたため、非公開の場で行われるよう決定したものである」との実施機関の主張は、住民監査請求が、北ふれあいセンター軽食喫茶室等の無許可使用により被った損害の補填請求についてのものであったことを考えれば、使用者の資産状況が問題となることは十分に考えられ、したがって、申立人のというような「理不尽な弁解」とはいえない。
- (5) また、監査請求人の反訳書に係る非開示理由は示されていないとも主張しているが、実施機関は、相互の立ち会いを認めず、非公開を前

提として行った陳述の内容が、後になって開示されることは、請求人をも含む関係人の、信頼を失い、今後の監査において協力が得られなくなると考えており、そのことが不合理であるとまではいえない。

- (6) こうした非開示の理由について、実施機関は、一部開示決定通知書に、非開示とした情報は、「監査実施に必要な事実認定や判断の基礎となる資料であり、監査委員に情報を提供し、あるいは事情聴取に応じた対象課、対象職員と監査委員の信頼関係が損なわれ、今後の監査において、関係人の協力が得られなくなり、必要な資料、情報の収集や真実の発見が困難になったり、調査が遅延して期限内に監査結果を出すことができなくなるなど、当該事務の性質上適正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれが予想されるため。また、口頭による意見陳述は、監査請求人と対象課のお互いの立ち会いを認めなかったことによる」と具体的、詳細に示している。

そして、前述の住民監査請求の制度上の制約等を考えると、この理由は根拠があるというべきである。

また、理由付記で、請求人をその他の関係人と区別して特別に取り上げることはしていないが、そのことをもって、処分自体が違法なものであるとまではいえない。

- (7) 以上から、本件における理由付記は、条例第10条第1項の要件を充たしてない違法なものとはいえない。

#### 4 結論

以上の理由により、当審査会は、「第1. 審査会の結論」のとおり判断するものである。

## 第5. 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成18年 2月17日	諮問書の收受
平成18年 3月13日	実施機関側意見書の收受
平成18年 4月 7日	申立人側意見書の收受
平成18年 4月17日	審 議
平成18年 5月22日	審 議
平成18年 6月19日	審 議
平成18年 7月24日	審 議
平成18年 8月21日	審 議
平成18年 9月15日	審 議
平成18年10月16日	審 議
平成18年11月27日	審 議
平成18年12月25日	審 議
平成19年 1月22日	審 議
平成19年 2月26日	審 議
平成19年 3月19日	審 議
平成19年 8月20日	審 議
平成19年 9月20日	審 議
平成19年10月22日	審 議
平成19年10月26日	答 申